

指定管理者公募質疑回答 ②

| 番号 | 質疑内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 45 | 各駐輪場の土地の所有者についてご教示いただけますか。 | 所有者については個人情報保護のため開示いたしません。公有地、市有地、私有地は回答表 15 を参照してください。 |
| 46 | 土地賃借料が生じる駐輪場はありますか。 | 市が駐輪場用地として契約している駐輪場の賃借料は市が負担します。駐輪場用地で駐輪事業以外の事業を行う場合は行政財産使用料等が発生します。 |
| 47 | 現在設置されている機器を継続して使用することは可能でしょうか。 また、その他の機器やラック等で使用できないものがありましたらご開示ください。 | 現在、市が設置している機器については使用可能です。使用できないものは特にございません。回答表 4 を参照してください。 また、現指定管理者が設置している機器については、現指定管理者と協議願います。 |
| 48 | 現在、貴市で導入している「精算機」「定期更新精算機」「回転式入退場ゲート」の駐輪機器について、修繕を予定している事項がありますか。 | 市が導入している左記の機器についてはリース契約をしており、修繕を含むメンテナンス等は契約の中に入っておりますので、現段階では有償修繕の予定はございません。 |
| 49 | 個々の業務について、第三者へ委託をすることは可能であるとされていますが、集金等の金銭の取扱いについても可能でしょうか。 | 指定管理業務の管理の部分でなければ可能です。集金等の金銭取扱いについても可能です。 |
| 50 | 現在の定期申請の受付方法から申請様式等を変更することは可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 51 | 今後、新 500 円硬貨・新日本札の変更が想定されますが、精算機の変更や入れ替えが必要になった際の費用分担はどうなりますか。 | 指定管理者の対応となります。 |
| 52 | 現在、設置されている機器を継続使用できた場合の新 500 円硬貨・新日本札の変更対応にかかる費用の見込み金額がございましたらご教示ください。 | 現在、市がリース契約している機器の変更対応費用についてはメーカーも現段階では出ていないとのことです。 |
| 53 | 新型コロナウイルス感染症のような想定外に売り上げが見えなくなる事態が発生した場合の考え方をご教示ください。 | 状況を勘案し、市と指定管理者で協議を行い、その時にできる限りの対策と対応を行いたいと考えております。 |
| 54 | 月次報告の内容について、月内の収入・使用台数は必須かと存じますが、日次も必要 | 月次での報告を頂ければ結構ですが、照会や監査等で提出が必要になることも想定できます |

| | | |
|----|---|---|
| | になりますでしょうか。 月次数値がまとめられていれば問題ない でしょうか。 | ので、データ等の保存は必要になります。 |
| 55 | 各駐輪場の図面をご開示ください。 | 別紙の各駐輪場図面を参照してください。 久米川駅年間登録制駐輪場、久米川駅北口第1 駐輪場、久米川駅南口第2駐輪場については、 平面図等の資料をご用意できませんので、ご容 赦ください。 |
| 56 | 管理運営等に関する積算の書式項目内に 「年間登録」と記載が各駐輪場にあります が、これは駐輪場毎で「年間登録料金」の 設定をすることが必須との認識で宜しい でしょうか。 | 必須ではありません。定期・一時・年間登録・ 自転車・原付・125CCの利用形態は指定管理者 の提案にお任せいたします。 |
| 57 | 募集要項内に「納付金」等に関する記載が ありませんでしたが、貴市への納付金（固 定・変動）は無いとの認識で宜しいでしょ うか。 | 納付金の設定は致しません。利益を利用者サー ビスへ還元して頂きたいとの考えからです。更 に利益が出た場合は市に納付するというご提 案もお受けします。 |
| 58 | 久米川駅南口周辺には放置禁止区域が設 定されていませんが、今後放置禁止区域が 設定される可能性はありますでしょうか。 | 現在は設定しておりませんが、今回のご提案で 放置自転車対策が実現できるようになれば区 域設定いたします。 |
| 59 | 募集要項内に「八坂駅駐輪場の駐輪台数、 近隣駐輪場の利用台数、八坂駅駐輪場の図 面等をホームページ上で公開するため活 用すること。」とありますが、掲載 URL を ご教示ください。 | 八坂駅駐輪場の駐輪台数、八坂駅駐輪場の図面 については、回答表 16 回答表 10 を参照してく ださい。 近隣駐輪場の利用台数について、民間駐輪場は 八坂駅駐輪場周辺にはございません。（スーパ ーストアが近くにはあります。）市営について は久米川駅南口第1駐輪場、萩山駅北口駐輪場 となります。 |
| 60 | 久米川駅南口第1駐輪場について、一定期 間の閉鎖を要する工事を行った場合、その 間の駐輪場代替地はありますか。 | ございません。 |
| 61 | 募集要項 8 ページ提出書類についてです が、(2) 法人の登記事項証明書と (7) 法人登記簿謄本について重複するよう に思われますが、履歴事項全部証明書 1 部 で宜しいでしょうか。 | 大変失礼いたしました。履歴事項全部証明書 1 部で結構です。 |
| 62 | 各駐輪場の防犯カメラの設置台数、配置後 の経過年数をお教えてください。 | 市が設置したものについては、久米川駅北口地 下駐輪場に 11 台、東村山駅西口地下駐輪場に |

| | | |
|----|--|--|
| | | 14台です。経過年数はどちらも12年となります。その他のカメラについては、現在の指定管理者が設置したもので、提案事項となりますので、公表いたしません。 |
| 63 | 今回のコロナのような感染症や、地震や台風といった災害によって、駐輪場の利用が大きく減少し、予定した収入に達しない場合、市による収入の補填はしてもらえるのでしょうか。 | 質問表 53 をご参照ください。 |
| 64 | エレベーターやポンプ、ベルトコンベア、消防設備、塗装、躯体のガラスなどで、向こう 7 年間で指定管理者による修繕が必要なものがあればお教えください。 | エレベーター、ベルトコンベア、消防設備等は指定管理者が保守点検の契約を行うこととなります。軽微な修繕等が発生した場合、保守点検を行っている事業者と調整してください。ガラスや塗装の修繕は市としては現段階では考えておりません。 |
| 65 | 久米川駅南口第 1 駐輪場の有効活用として大規模な開発の提案を行い、数年の計画や工事期間が必要となった場合、現況の駐輪需要を賄うための代替地等は用意していただけるのでしょうか。 | 質問表 60 をご参照ください。 |
| 66 | 八坂駅駐輪場を有料化して整備した場合、武蔵大和駅や萩山駅などに利用者が移動することで収容する台数が減少することが予想されますが、駐輪場の整備は今のエリアの全てを対象に整備するのでしょうか。 | 不必要なスペースは東京都に返還いたしますので、実際に使用する場所のみのご提案で結構です。 |
| 67 | 東村山駅東口第 2 や久米川駅南口第 2、久米川駅年間登録制駐輪場など、極端に稼働率の低い駐輪場があるようですが、閉鎖してしまう提案は可能でしょうか。 | 今回、全 18 か所で公募しておりますので、18 か所の運営をお願いいたします。廃止（完全撤退）の場合、賃貸人との協議や、撤去費用等の詳細な調整が必要になるため、すぐに廃止できるとは限りません。また、付加価値も久米川駅南口駐輪場のみではございませんので、幅広い提案をお願いいたします。 しかしながら、近隣の民間駐輪場や利用者動向等を考慮した結果、どうしても存続させることが難しい場合は、指定管理期間 7 年間で閉鎖または廃止をする理由やスケジュール等を記載してください。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|-----------|-------|----------|---------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|----------|---------|-----------|-------|
| 68 | <p>久米川駅南口第 1 駐輪場に付加価値で建物を建てた場合の行政財産使用料はいくらぐらいになりますか。</p> | <p>市有地の駐輪場は毎年、相続税路線価を参考にして行政財産使用料を算定しております。ちなみに現在の算定方法で計算しますと、1㎡当りの使用料は下記のようにになります。</p> <table data-bbox="831 409 1219 730"> <tr> <td>久米川駅南口第 1</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>久米川駅北口地下</td> <td>3,006 円</td> </tr> <tr> <td>久米川駅年間登録制</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>東村山駅東口第 1</td> <td>587 円</td> </tr> <tr> <td>東村山駅東口第 3</td> <td>462 円</td> </tr> <tr> <td>東村山駅西口地下</td> <td>3,046 円</td> </tr> <tr> <td>東村山駅西口第 1</td> <td>612 円</td> </tr> </table> <p>市が借地している駐輪場については、その都度、協議が必要になります。</p> | 久米川駅南口第 1 | 650 円 | 久米川駅北口地下 | 3,006 円 | 久米川駅年間登録制 | 500 円 | 東村山駅東口第 1 | 587 円 | 東村山駅東口第 3 | 462 円 | 東村山駅西口地下 | 3,046 円 | 東村山駅西口第 1 | 612 円 |
| 久米川駅南口第 1 | 650 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久米川駅北口地下 | 3,006 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久米川駅年間登録制 | 500 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東村山駅東口第 1 | 587 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東村山駅東口第 3 | 462 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東村山駅西口地下 | 3,046 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東村山駅西口第 1 | 612 円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 69 | <p>付加価値提案で建てた物件に担保設定はできますか。</p> | <p>できません。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 70 | <p>回答表 10 に八坂駅前駐輪場の図面があります。紫、緑、黄色等の凡例をお付けください。使われている駐輪場敷地は黄色部分と考えてよろしいでしょうか？ また、現地を見ると歩行者デッキ下も駐輪場となっているところも見受けられます。その部分をお示しください。</p> | <p>色の凡例につきましては東京都の緑地や道路の色分けです。黄色が駐輪場として運営しているところではありますが、実際にはコンビニエンス側のピンクの部分まで自転車が置かれている状態です。 現在、自転車を置かれている場所が駐輪場用地として借用可能な場所です。 回答表 16 を参照してください。</p> | | | | | | | | | | | | | | |